

離島特産品等マーケティング支援事業

離島特産品等の島外・県外への販路拡大を 目指したマーケティング活動に取り組む 事業プロジェクトを募集いたします！

【主な支援内容】

- 販路拡大の活動にかかる旅費や物産展等の出展費、食品表示法等に関する法令遵守に向けた変更対応等にかかる**費用の一部を補助**
- 販路拡大等のマーケティング活動に関わる**ハンズオン支援**
- 離島事業者の抱える課題の克服に向けた、**外部専門家による個別指導等の支援**
(品質管理や食品表示等の法令遵守、販路拡大等に向けたマーケティング活動の実践力向上のための支援等)

【対象者】

離島市町村（本部町、うるま市及び南城市の指定離島を含む）で、離島特産品（特産品・民芸品・伝統工芸品・観光商品等）を製造・販売している事業者等

① 個別離島事業者型

- ◆ 補助内容：対象経費の9/10を補助
(上限108万円)
- ◆ 対象者：離島特産品等を製造・販売している離島事業者

② 地域連携企業体型

- ◆ 補助内容：対象経費の9/10を補助
(上限405万円)
- ◆ 対象者：離島事業者3者以上が連携した地域連携企業体

※1年目の補助内容を記載しています。2年目（継続）は、補助率8/10となり、補助上限も引き下げとなります。

相談期間 令和2年1月6日(月)～令和2年1月27日(月)

書類提出 令和2年1月28日(火)～**1月30日(木)17時必着**

● **支援期間** 令和2年4月（予定）～令和3年2月末（予定）

※記載のスケジュールは、予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。

沖縄TLOのHPで募集要領や様式等の情報を随時公開いたします。



※以下の理由により公募手続きを含め事業の中止または事業内容が変更となる可能性がありますので、予めご注意ください。

- ・公募、選定は事業を円滑に実施するための事前準備手続きであり、本事業の実施は、沖縄県の令和2年度当初予算の成立が前提となります。
- ・選定された場合も県議会において当初予算案が否決された場合、又は今後予定されている県振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合は、県からの補助金の交付決定を行わないことがあります。

本事業に関する
お問合せ先

(株) 沖縄TLO (担当：玉城(タマシ)、荻堂(オグドウ)、四元、高野、照屋)
TEL：098-895-1701 FAX:098-993-7677 E-mail：ritou@okinawa-tlo.com
HP：http://www.okinawa-tlo.com/